

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件

佐賀厚生年金 事案 1024

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から10年5月8日まで

A社に平成6年に入社し継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、平成9年6月30日から10年5月8日までの期間が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、平成6年10月1日にA社に係る雇用保険被保険者資格を取得し、13年10月19日に離職したとする記録があることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成10年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の同年5月8日付けで9年6月30日にさかのぼって同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人を含め18人おり、当該18人は、資格喪失日の遡^{そきゅう}及処理が行われた日まで、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられることから、10年2月21日時点において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時、給与計算事務を担当していた同僚は、「平成10年の4月か5月ごろ、会社から経営悪化のため今月一杯で社会保険を辞めるので、各自で国民健康保険と国民年金へ切替えてほしいといった旨の説明があった。私が所持する平成10年4月の給与明細書には社会保険料控除の記載があるが、

同年5月以降の給与明細書には社会保険料控除の記載は無い。申立人も申立期間においてA社で勤務しており、平成10年4月まで給与から保険料が控除されていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年6月30日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた10年5月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の取消前の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 1025

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成9年6月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から10年4月までは11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から10年5月8日まで

A社に平成4年に入社し継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、平成9年6月30日から10年5月8日までの期間が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、平成4年10月21日にA社に係る雇用保険被保険者資格を取得し、12年9月30日に離職したとする記録があることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成10年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の同年5月8日付けで9年6月30日にさかのぼって同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人を含め18人おり、当該18人は、資格喪失日の遡及処理が行われた日まで、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられることから、10年2月21日時点において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時、給与計算事務を担当していた同僚は、「平成10年の4月か5月ごろ、会社から経営悪化のため今月一杯で社会保険を辞めるので、各自で国民健康保険と国民年金へ切替えてほしい」といった旨の説明があった。

私が所持する平成10年4月の給与明細書には社会保険料控除の記載があるが、同年5月以降の給与明細書には社会保険料控除の記載は無い。申立人も申立期間においてA社で勤務しており、平成10年4月まで給与から保険料が控除されていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年6月30日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた10年5月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の取消前の記録から、平成9年6月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から10年4月までは11万8,000円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 1026

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から10年5月8日まで

A社に平成7年に入社し継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、平成9年6月30日から10年5月8日までの期間が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、平成7年3月22日にA社に係る雇用保険被保険者資格を取得し、13年12月20日に離職したとする記録があることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成10年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の同年5月8日付けで9年6月30日にさかのぼって同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人を含め18人おり、当該18人は、資格喪失日の遡及処理が行われた日まで、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられることから、10年2月21日時点において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時、給与計算事務を担当していた同僚は、「平成10年の4月か5月ごろ、会社から経営悪化のため今月一杯で社会保険を辞めるので、各自で国民健康保険と国民年金へ切替えてほしいといった旨の説明があった。私が所持する平成10年4月の給与明細書には社会保険料控除の記載があるが、

同年5月以降の給与明細書には社会保険料控除の記載は無い。申立人も申立期間においてA社で勤務しており、平成10年4月まで給与から保険料が控除されていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年6月30日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた10年5月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の取消前の記録から、11万円とすることが妥当である

佐賀厚生年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成9年6月から同年10月までは9万8,000円、同年11月から10年4月までは9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から10年5月8日まで

A社に平成5年に入社し継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、平成9年6月30日から10年5月8日までの期間が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、平成5年4月1日にA社に係る雇用保険被保険者資格を取得し、13年12月20日に離職したとする記録があることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成10年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の同年5月8日付けで9年6月30日にさかのぼって同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人を含め18人おり、当該18人は、資格喪失日の遡及処理が行われた日まで、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられることから、10年2月21日時点において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時、給与計算事務を担当していた同僚は、「平成10年の4月か5月ごろ、会社から経営悪化のため今月一杯で社会保険を辞めるので、各自で国民健康保険と国民年金へ切替えてほしい」といった旨の説明があった。

私が所持する平成10年4月の給与明細書には社会保険料控除の記載があるが、同年5月以降の給与明細書には社会保険料控除の記載は無い。申立人も申立期間においてA社で勤務しており、平成10年4月まで給与から保険料が控除されていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年6月30日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた10年5月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の取消前の記録から、平成9年6月から同年10月までは9万8,000円、同年11月から10年4月までは9万2,000円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 1028

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成9年6月から同年7月までは10万4,000円、同年8月から10年4月までは12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から10年5月8日まで

A社に平成4年に入社し継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、平成9年6月30日から10年5月8日までの期間が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、平成4年10月21日にA社に係る雇用保険被保険者資格を取得し、13年12月20日に離職したとする記録があることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成10年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の同年5月8日付けで9年6月30日にさかのぼって同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人を含め18人おり、当該18人は、資格喪失日の遡及処理が行われた日まで、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられることから、10年2月21日時点において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時、給与計算事務を担当していた同僚は、「平成10年の4月か5月ごろ、会社から経営悪化のため今月一杯で社会保険を辞めるので、各自で国民健康保険と国民年金へ切替えてほしい」といった旨の説明があった。

私が所持する平成10年4月の給与明細書には社会保険料控除の記載があるが、同年5月以降の給与明細書には社会保険料控除の記載は無い。申立人も申立期間においてA社で勤務しており、平成10年4月まで給与から保険料が控除されていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年6月30日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた10年5月8日であると認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、社会保険事務所の取消前の記録から、平成9年6月から同年7月までは10万4,000円、同年8月から10年4月までは12万6,000円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 1029

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から10年5月8日まで

A社に平成4年に入社し継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、平成9年6月30日から10年5月8日までの期間が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、平成4年2月1日にA社に係る雇用保険被保険者資格を取得し、12年1月20日に離職したとする記録があることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成10年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の同年5月8日付けで9年6月30日にさかのぼって同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人を含め18人おり、当該18人は、資格喪失日の遡及処理が行われた日まで、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられることから、10年2月21日時点において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時、給与計算事務を担当していた同僚は、「平成10年の4月か5月ごろ、会社から経営悪化のため今月一杯で社会保険を辞めるので、各自で国民健康保険と国民年金へ切替えてほしいといった旨の説明があった。私が所持する平成10年4月の給与明細書には社会保険料控除の記載があるが、

同年5月以降の給与明細書には社会保険料控除の記載は無い。申立人も申立期間においてA社で勤務しており、平成10年4月まで給与から保険料が控除されていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年6月30日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた10年5月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の取消前の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 1030

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成9年6月から同年10月までは10万4,000円、同年11月から10年4月までは9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から10年5月8日まで

A社に平成5年ごろ入社し継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、平成9年6月30日から10年5月8日までの期間が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社で給与計算事務を担当していた同僚の供述により、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成10年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の同年5月8日付けで9年6月30日にさかのぼって同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人を含め18人おり、当該18人は、資格喪失日の遡及処理が行われた日まで、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられることから、10年2月21日時点において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時、給与計算事務を担当していた同僚は、「平成10年の4月か5月ごろ、会社から経営悪化のため今月一杯で社会保険を辞めるので、各自で国民健康保険と国民年金へ切替えてほしいといった旨の説明があった。私が所持する平成10年4月の給与明細書には社会保険料控除の記載があるが、

同年5月以降の給与明細書には社会保険料控除の記載は無い。申立人も申立期間においてA社で勤務しており、平成10年4月まで給与から保険料が控除されていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年6月30日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた10年5月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の取消前の記録から、平成9年6月から同年10月までは10万4,000円、同年11月から10年4月までは9万2,000円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成9年6月から同年9月までは15万円、同年10月から10年4月までは16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から10年5月8日まで

A社に平成7年に入社し継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、平成9年6月30日から10年5月8日までの期間が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、平成7年4月1日にA社に係る雇用保険被保険者資格を取得し、13年12月20日に離職した記録がある上、申立人は、10年3月から同年6月の給与明細書を所持しており、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成10年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の同年5月8日付けで9年6月30日にさかのぼって同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人を含め18人おり、当該18人は、資格喪失日の遡及^{そきゆう}処理が行われた日まで、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられることから、10年2月21日時点において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、「平成10年の4月か5月ごろ、会社から経営悪化のため今月一杯で社会保険を辞めるので、各自で国民健康保険と国民年金へ切替えてほしいといった旨の説明があった。」と供述しており、申立人が所持する給与

明細書のうち、平成10年3月及び4月の給与明細書には厚生年金保険料が控除されている記載があるが、同年5月以降の給与明細書には厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年6月30日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた10年5月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の取消前の記録から、平成9年6月から同年9月までの間は15万円、同年10月から10年4月までの間は16万円とすることが妥当である。